

調剤報酬テキスト第 17 版 2 校 訂正表

2021年5月24日

調剤報酬テキスト第 17 版 2 校に、下記の訂正がございます。ご迷惑をおかけいたしましたこと、深くお詫び申し上げます。お手数ですが、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

P184 通則 2 (12 行目)

【誤】黄色部分の脱字

～当該調剤日までの日数を差し引いた日分を **超えてはを受け、次に** 10 日に調剤を受けに来た場合は～

【正】

～当該調剤日までの日数を差し引いた日分を **超えては 交付できない。例えば、4月3日交付、使用期間4日間、用量 10 日分の処方箋で4月4日に5日分の調剤を受け、次に 10 日に調剤を受けに来た場合は～**

◎ 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取り扱いについて

新型コロナ患者の診療に係る診療報酬上の特例的な対応について、下記の通り公示された。

- ★ 「調剤感染症対策実施加算」については、令和3年4月診療分から令和3年9月診療分をもって算定終了となった。
- ★ 6歳未満の乳幼児に係る調剤に際し、小児の外来診療等において特に必要な感染予防策を講じた上で、必要な薬学的管理及び指導を行い、「薬剤服用歴管理指導料」又は「かかりつけ薬剤師指導料」を算定する場合の加算（12点）については、現行の要件を満たせば算定できる加算に加えて、「O1調剤料」注3に規定する「向精神薬、覚醒剤原料又は毒薬を調剤した場合」に係る加算に相当する点数から「O0調剤基本料」注7に規定する点数に相当する点数を減算した点数（6点）をさらに算定できることとされた。（令和3年10月から令和4年3月診療分まで。）
- ★ 自宅・宿泊療養者への緊急の訪問及び電話等による服薬指導への特例拡充については、別添のとおりとする。

（別添 抜粋）

問 16	自宅・宿泊療養を行っている者に対して発行された処方箋を受け付けた保険薬局の薬剤師が、保険医の求めにより、緊急に薬剤を配送し、当該患者に対して必要な薬学的管理指導を実施した場合、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の算定について、どのように考えればよいか。						
答	保険薬局において、自宅・宿泊療養を行っている者に対して発行された処方箋（備考欄に「CoV 自宅」又は「CoV 宿泊」と記載されているものに限る。）に基づき、調剤を実施する場合において、処方箋を発行した医師の指示により、当該保険薬局の薬剤師が当該患者に緊急に薬剤を配送した上で、当該患者の療養している場所において、当該患者に対して対面による服薬指導その他の必要な薬学的管理指導を実施した場合には、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1（500点）を算定できる。また、上記の患者に緊急に薬剤を配送した場合であって、対面による服薬指導を実施する代わりに、当該患者に対して、緊急に電話や情報通信機器（以下「電話等」という。）を用いた服薬指導を実施した場合又は当該患者の家族等に対して、緊急に対面若しくは電話等による服薬指導を実施した場合には、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2（200点）を算定できる。なお、この場合、薬剤服用歴管理指導料及びかかりつけ薬剤師指導料等は併算定できない。この取扱いは、本事務連絡の発出日以降適用される。						
問 17	問 16 において、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1又は2を算定する場合、薬剤服用歴管理指導料に係る加算及び在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料に係る加算を算定できるか。						
答	各加算の算定要件を満たしていれば、薬剤服用歴管理指導料に係る加算を算定できる。ただし、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料に係る加算は算定できない。						
問 18	問 16 において、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1又は2を算定する場合、書面による請求を行う保険薬局の診療報酬明細書等の記載等については、どのような取扱いとなるか。						
答	書面による請求を行う保険薬局において、調剤行為名称を記載する場合においては、次に示す略号を用いて差し支えない。なお、その他の記載方法については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）によること。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>調剤行為名称</th> <th>略号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>問 16 に示す「在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 1」</td> <td>緊コ A</td> </tr> <tr> <td>問 16 に示す「在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 2」</td> <td>緊コ B</td> </tr> </tbody> </table>	調剤行為名称	略号	問 16 に示す「在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 1」	緊コ A	問 16 に示す「在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 2」	緊コ B
調剤行為名称	略号						
問 16 に示す「在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 1」	緊コ A						
問 16 に示す「在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 2」	緊コ B						
問 19	自宅・宿泊療養を行っている者について、保険医療機関から情報提供の求めがあった場合において、当該患者の同意を得た上で、薬剤の使用が適切に行われるよう、当該患者の服薬状況等について確認し、当該保険医療機関に必要な情報を文書により提供等した場合に、服薬情報等提供料1（30点）を算定できるか						
（答）	算定可。なお、この場合、月1回の限度を超えて算定できる。この取扱いは、本事務連絡の発出日以降適用される。						

厚生労働省 事務連絡 令和3年9月28日

